

「徴用工」の用語は間違いか？ 適切か？

2018年11月5日 外村 大

#### ・徴用ではなく募集？

10月30日、韓国大法院において旧日本製鉄株式会社における労務動員で受けた被害をめぐる裁判の判決が下された。被害を訴える原告について、日本のマスコミは「徴用工」の語を用いて報道している。しかし、11月1日の衆議院予算委員会で、安倍首相は、「政府としては『徴用工』という表現ではなく、『旧朝鮮半島出身の労働者』と言っている。4人はいずれも『募集』に応じたものだ」との答弁を行ったと伝えられている。それを報じる記事では、以下の文章も記されている。

国家総動員法に基づく朝鮮半島での戦時労働動員には、(1) 1939～41年に民間企業が朝鮮に渡り、実施した「募集」(2) 42～44年9月まで朝鮮総督府が各市・郡などに動員数を割り当て、行政の責任で民間企業に引き渡した「官斡旋(あっせん)」(3) 39年制定の国民徴用令に基づき、44年9月～45年3月ごろまで発動した「徴用」の3つの形式があった。当然、賃金は支払われていた。日本政府は、「原告は徴用工ではない」と認識しているようだ。

<https://www.zakzak.co.jp/soc/news/181101/soc1811010016-n1.html>

#### ・新聞報道の誤り

だが、上記の文章は間違いを含んでいる。「募集」、「官斡旋」、国民徴用令に基づく「徴用」という3つの形態の動員があったことはその通りなのであるが、「募集」、「官斡旋」は国家総動員法とは無関係である。

また、賃金は支払われていた記しているが、動員対象となった人びとの間では受け取っていない、という証言も多い。さらに言うと、徴用された人びとらには、前職の賃金より少ない分の金員の補填(補給)や別居する者への手当等が支給するという施策(援護施策)がとられることが決定されたが、戦争末期の朝鮮ではそれを実施することがほとんどできず、結局、援護施策の一環として受け取るべきお金を受け取った朝鮮人はほとんどいなかったと見られる。この点は同時代の史料にも、戦後に記された日本政府の史料でも記述がある。

#### ・法的な意味での「徴用」とは？

そして日本政府の認識が、「今回の判決の原告については『募集』に応じたので『徴用』ではない」というものであれば、これもおかしい。

この問題を考えるには、まず、「徴用」とは何か、ということをはっきりさせる必要がある。日本語の意味としては、「徴用」とは国家の命令で働かせることであり、朝鮮語の징용

は漢字で書くと「徴用」であり、これもやはり国家の命令で働かせることを意味していると考えられる。その意味では、国の動員計画に基づいて働かされることを「徴用」というのは必ずしも間違いではない。

ただし、行政用語、法律用語の「徴用」の意味は限定される。これは「国家総動員法(昭和13年法律第55号)」の第4条に基づく「徴用」となる。その文言は「政府ハ戦時ニ際シ国家総動員上必要アルトキハ勅令ノ定ムル所ニ依リ帝国臣民ヲ徴用シテ総動員業務ニ従事セシムルコトヲ得但シ兵役法ノ適用ヲ妨ゲズ」である。

では、徴用とはより具体的にはどのような状態となることを意味するか？ 雇用関係自体は企業と個人との間で結ばれることは通常の企業と従業員との関係と変わらない、しかし、国家がある職場で、ある業務に就くことを命じるのが徴用である。その命令を受けた場合、労働者は、徴用が解除とならない限り、国家の命じた職場、総動員業務に従事しなければならない。また、企業の側も勝手に徴用された労働者を解雇することは不可能となる。

#### ・国民徴用令による新規徴用

では、この国家総動員法にいう徴用はどのように行われるかと言えば、一つには国民徴用令に基づく「新規徴用」である。これは、徴用して行わせようとしている仕事に就いてないある個人について、命令を下して、ある種の業務（国家総動員法にいう総動員業務）を行わせるものである。例えば、農業に従事している者について戦闘機の部品を作る工場で働くことを命じる、不要不急の産業として廃業を強いられた人を造船所で働かせる、といったことなどである。そしてこの新規徴用の際には、就労すべき場所、従事すべき総動員業務の内容、期間を示した徴用令書が本人に渡される。期間は通常は2年である。

ここで原告らの旧日本製鉄への就労の経緯を見れば、新規徴用のケースではないことは明白である。判決文によれば、1943年に広告を見て応募したという者が2名、1941年に府尹（市長）の推薦でやってきたという者が1名、1943年に郡（朝鮮では、邑面＝日本でいう町村、の上に行政機関として郡があった）の指示で就労したというケースが1名、となっている。朝鮮での国民徴用令に基づく徴用実施（「発動」）は、例外的なケースを除いて、1944年9月以降に行われているので、日本製鉄での就労開始時期から考えて、これらが新規徴用ではないことは確実である。

#### ・国民徴用令による現員徴用

しかし、徴用（法的な徴用）は何も新規徴用によってのみなされるのではない。すでにある種の業務についている者について、国民徴用令を用いて徴用とすることもできる。つまり、軍需物資として重要な機械を作っている工場に、自分の希望で就職して働いていた者について、同じ職場、同じ業務を行うことを国家が命じるという形で徴用とすることもできる。その命令が下されると、労働者が勝手に職場を移ること、企業が勝手に徴用された者を解雇することはできなくなる。こうした措置は、現員徴用と呼ばれた。

では、日本製鉄で働いていた韓国人の原告らは国民徴用令に基づいて現員徴用されたのかと言えば、その形跡はない。判決文でもそのようなことは述べられていない。

#### ・軍需会社徴用規則での徴用

だが、国家総動員法第 4 条にいう徴用は、国民徴用令による新規徴用や現員徴用のみによってなされるわけではない。1943 年 12 月 17 日に発せられた軍需会社法徴用規則（厚生省令第 52 号）によってそうなることもある。同規則第 4 条は、「指定軍需会社」や「指定軍需工場」で「軍需事業に従事する者」は「徴用せられたるものと看做す」としている。つまりは、軍需会社法徴用規則による現員徴用ということも行われたのである。

この場合には徴用告知書が本人に渡される。そしてそこには、従事すべき総動員業務、従事すべき場所等は記されているが、期間については書かれていない。したがって、軍需会社徴用規則によって徴用された場合は、無期限となる。この点は通常の国民徴用令での新規徴用よりも拘束力が強い、わかりやすく言えば、“より厳しい動員”である（その時点で国民徴用令に基づいて徴用となり働いていた事業所が指定軍需会社や指定軍需工場であった場合は、そこに従事していた者も軍需会社徴用規則の適用を受けた。つまり徴用の期限終了が近かった者であっても無期限に転換した）。

なお、軍需会社法徴用規則第 4 条では、指定軍需会社や指定軍需工場の従業員であっても例外的に徴用とならない者についての規定もある。除外されるのは、年齢 14 歳未満の者、日日雇入れられる者、船員法の船員、医療関係者職業能力申告令により申告を為すべき者、総動員業務に従事せざる者等であって、朝鮮人を特別扱いする規定はない。

ここで「指定軍需会社」や「指定軍需工場」とは何かと言えば、「指定軍需会社ト称スルハ法第二条ノ規定ニ依ル軍需会社ニシテ厚生大臣ノ指定スルモノ、指定軍需工場ト称スルハ法第二条ノ規定ニ依ル軍需会社ノ工場事業場其ノ他ノ施設ニシテ厚生大臣ノ指定スルモノ」（ここで「法」とあるのは軍需会社法を指す）である。では、日本製鉄株式会社は軍需会社法第 2 条の軍需会社であるかどうかについて見れば、これは『官報』1944 年 1 月 18 日付で、そのように指定されていることの告示で確認できる。また、日本製鉄株式会社社史編集委員会『日本製鉄株式会社社史』1959 年、122 頁にも「もちろん日鉄は昭和 19〔1944〕年 1 月 17 日軍需会社の第 1 次指定を受けた」と記述されている。

#### ・日本製鉄の従業員は「徴用工」

そのうえで確認すべきは、軍需会社となった日本製鉄株式会社が、厚生大臣によって指定軍需会社とされたか、あるいはそのうちの一部の工場が厚生大臣によって指定軍需工場とされたか、そして指定されたとしたらその時期がいつであったか、という点である。この点については、厚生大臣が発した文書等を確認しているわけではないが、厚生大臣の指定があったことは確実である。

そもそも、軍需会社に指定されるほどの企業での人員確保は至上の課題であり、その従業

員を徴用で「釘付け」して移動させない方策があればそれを用いないはずはない。当時の新聞でも、さらにそのうちの一部のみを厚生大臣がしているかのような報道はなされておらず、原則として（例えば同じ企業で一部の工場のみが軍需生産とは関りがない場合があってそれは除外する、というケースはあったかもしれないが）すべて厚生大臣が指定する指定軍需会社や指定軍需工場となったと考えるのが妥当であろう。

また、鉄鋼統制会『終戦直後の鉄鋼労務並に戦時中の回想』1945年、に含まれる資料からも、鉄鋼統制会傘下の主要な製鉄工場等では、大半の労働者が徴用となっていたことが確認される。すなわち、「終戦後労務者異動状況等調」というタイトルの表では、「新規徴用」「現員徴用」「一般労務者」「学徒」「女子挺身隊」「臨時労務者」「移入半島工」という区分で1945年8月15日、8月末現在等の人員数が記されており、もっとも多いのが「現員徴用」の労働者である。1945年8月15日の数字では、総数25万4512人（もとの資料の総数は25万7512人となっているが、計算間違いか誤記と考えた）の内訳は、新規徴用2万5845人、現員徴用16万9886人、一般労務者1万1218人、学徒2万9691人、臨時3561人、「半島移入工」1万2669人、となっている。一般労務者が少なく、現員徴用が多いのは、それ以前から働いていた従業員は、一部は規定によって除外された者の大半が軍需会社徴用規則に基づいて徴用されたためと考えられる。なお、日本製鉄の各工場のうち、一般労務者の存在が確認できるのは日本製鉄戸畑工場のみで、その数は68名（戸畑工場の人員総数は5288人）となっている。

ただし、この資料は、新規徴用、現員徴用、一般労務者等の区分以外に「半島移入工」としている点をどう解釈するべきかという問題がある。つまり朝鮮人が「現員徴用」「新規徴用」と異なるカテゴリーだったかという推測が生じる。

しかし、朝鮮人については、徴用か、そうではないかというより、わざわざ労務動員してきた朝鮮人であるという属性が重視されたため、「半島移入工」というカテゴリーが重要であったと考えるのは不思議ではない。労務管理上も、戦争が終わった段階で帰国する存在であるかどうかということも、ほかの人とは区別して考えなければならない存在であったことは確かである。そのことから、新規徴用や現員徴用の日本人労働者とは別に「半島移入工」の区分が設けられたと考えてよいであろう。なお、再度述べれば、軍需会社法徴用規則では、朝鮮人を徴用とみなす対象から除外する規定はない（可能な措置としては、「其ノ他厚生大臣ノ指定スル者」という項目を用いて、厚生大臣が指定を行って除外するということもありうるが、それが行われたことを示す史料は見当たらない。もし、朝鮮人の身が徴用から除外されていたことを示すような史料があつて前述のような安倍首相の答弁となつたのであれば、それを公表してしかるべきである）。

#### ・徴用が通知された時期

では、厚生大臣によって指定軍需会社や指定軍需工場に指定された職場で働く従業員らに対して、本人たちに徴用されたことが通知されたのはいつであろうか。これは軍需会社の

指定より若干のタイムラグがあったようである。そもそも、厚生大臣による指定軍需会社等の通知も、軍需会社の選定が発表された即日に行われたわけではない。全国的に一斉であったかは不明であるが、兵庫県下の関係工場の事例では、1944年2月1日に行われている（『神戸新聞』1944年1月31日付記事「栄えありわれら軍需会社」）。

とすれば、軍需会社法徴用規則に基づいて、指定軍需工場で軍需生産に従事する者を徴用と見なし、その旨を記した徴用告知書が該当者に渡されたのは、おそらくは2月1日かそれ以降であろう。この点に関連して、大法院判決文のなかには注目すべき文言が含まれている。すなわち、1943年9月頃に広告を見て、面接を受けて日本製鉄に就職し、大阪製鉄所で「訓練工」として働いた2名について、「日本は1944年2月頃から訓練工たちを強制的に徴用し」と記しているのである。

おそらくは、日本製鉄の関係工場の従業員に対して、徴用告知書が渡されたのは（あるいはそれが直接本人に渡されなかったにしてもその旨が伝えられたのは）1944年2月である可能性が高い。そのことを原告が正確に記憶しており、それが裁判でも述べられ、前記のように判決文でも書き込まれたのではないだろうか。筆者は裁判記録や原告の証言を検討する機会を持っていないので、断定的なことは言えないが、事実の確定のために重要なので推察として指摘しておきたい。

#### ・韓国大法院判決の認識

なお、韓国大法院の判決では「徴用工」という語は使われていない。判決文の事実認定でも、これらの原告の就労について新規徴用であるとか、国民徴用令による動員であるといったことは述べられていない。

ただし、韓国大法院の判決文でも、同時代の法令の理解、その適用がどうであったかに関わる歴史的事実を明確に整理しているわけではない。これまで縷々述べて来た、軍需会社徴用規則についても触れられておらず、判決文では、徴用に関係する法令としては、国家総動員法と国民徴用令についてのみが言及されている。

だが、判決文は、この問題に関わって何か間違った認識を示しているというわけでもない。国民徴用令については次のような記述がある。すなわち、①日本政府の政策説明に関する歴史的事実の説明で、1944年10月頃から国民徴用令によって一般韓国人に対する徴用を実施した、②先行する日本国内の裁判で、日本政府が国家総動員法と国民徴用令を、原告に適用したことを有効であると評価した事実がある、③日韓条約では被徴用者の請求権が解決されたとしているが、そこでいう「徴用」が国民徴用令による徴用のみを意味するのか、募集、官斡旋による強制動員まで含まれるのか不明であるという意見がある、である。

これらのうち、まず①について検討しよう。朝鮮半島で特殊技能の保持者等を除く朝鮮人への国民徴用令による徴用の発動は1944年9月からであるが、実際に人が集められて配置すべき事業場に送られたのは10月に入ってからケースもあるだろう。その意味では10月頃、という表現も間違いではない。次に②については日本国内の裁判で、1943年や1941

年に朝鮮半島で日本製鉄への就労を望んで応募した朝鮮人らの行為を国民徴用令としたとすれば間違いであり、また現員徴用の根拠法令が国民徴用令であったと記していればこれも誤りだが（実際に日本の裁判所の判決文でそのように書かれているかについて筆者は未確認）、その間違いは日本の裁判所によるものであり、あくまで韓国大法院はそうした事実があったことを述べているだけである。③については、日韓会談の議事録や条文で、ここでいう徴用が何であるのかを厳密に定義した文章はおそらく見当たらないので（前述のように日本語ないし朝鮮語の辞典での説明でも、広く“国家のために仕事させられること”という意味での解釈もありうる）、実際にその通りである。

#### ・ 日本政府の認識不足

問題すべきは、やはり、日本政府の認識である。すでに述べたことからわかるように、安倍首相による「募集なので徴用工ではない」という国会での説明は間違いである。

もちろん、この世のあらゆることを知っている人間はいないし、多くの人がもう忘れられている古い歴史のあれこれは正確に説明することのほうが難しい。安倍首相個人も、また首相の国会答弁を作成する官僚も、時に事実と異なる説明をしてしまう、ということはあるだろう。

しかし、国会の場で首相が間違いを述べることは影響が大きい。正確な事実を把握していない、不正確な認識で議論しているということになれば、（日本政府の説明や主張が正当なものかどうかはとりあえず、ここでは議論しないが）この問題に関する日本政府の説明や主張を説得力のあるものとして聞くものは少なくなるであろう。ろくに事実を知らないのに偉そうにあれこれ述べているのか、ということになる（実際にそうである可能性が高いが）。

しかも、朝鮮人への労務動員は日本国家の法令をもとに、日本の国家施策として進めたことである。付け加えれば朝鮮人は日本帝国臣民を構成する存在であった。日本政府こそがそれについて知っていなければならないことである。それについて認識が不足しているのは、大きな問題である。日本政府は朝鮮人の労務動員についての調査を行った形跡はないが、そのことこそがおかしいと考えなければならない。

なお、軍需会社徴用規則というものがあり、それに基づいて指定された軍需会社の従業員が徴用と見なされるということは、2012年に出版した拙著で述べており、別に隠された史実ではない。また、軍需会社の指定については、『官報』で調べるなり、国会図書館で軍需会社法などの解説書を読めば、具体的な会社名も知ることができる。日本製鉄の工場で戦争末期に働いていた朝鮮人が、徴用（国家総動員法第4条にいう徴用）されていたかどうかについて考えることはそう難しいことではないのである。

しかも、今回の日本製鉄で働いていた原告らの裁判については、すでに2013年にソウル高裁での判決があった時点から関心を集めていたし、今年に入って、秋には大法院の判決があることも伝えられていた。そこから日本政府内の関係者が、この問題にかかわる既存の研究を読む時間は十分にあったはずである。関係者は、歴史事実について学ぼうとする姿勢が

なかったのではなく、それを踏まえて対処しようとしていなかったのではないかという疑念を抱かざるを得ない。

#### ・当事者の声を聞こうとしているか？

この点に関連してさらに言えば、安倍首相、その国会答弁を作成する日本政府の職員らはそもそも、過去に起こった事実が自分たちの考えるよりも複雑で簡単には理解できないし予想以上に深刻な問題を含むかもしれないという認識が欠けているのではないかということがある。とりわけ、朝鮮半島、朝鮮民族に関係する問題ではそうした傾向が顕著なのではないだろうか。自分たち（≒日本人）こそが、あるいは自分だけが、事実を知っているのであり、“反日”の韓国人たちは間違った情報を持っている、というような認識で様々なことに対処したり、あれこれを語ったりするようになっているのではないかという懸念を筆者は持つ。これは、政治家や官僚だけではなく、日本社会に蔓延する深刻な問題のようにも思える。

ごく当たり前の話として、加害者は謙虚に事実に向き合う必要がある。そして被害者こそがよく知っている事実は多々あるし、被害者の思いも他者がすぐにわかるようなものではない。そうしたことを自覚していないことが、前述のような事実認識の間違いにつながっているのではないだろうか。そして、そのような問題があること自体を自覚していない人びとが、事態収拾に動いたとしても、問題はいつかにより方向に向かわないであろう。

#### ・「徴用工」の用語の一般化は近年の現象

なお、蛇足かもしれないが、朝鮮人の戦時労務動員の被害者について、「徴用工」という言い方が一般的になったのは、最近である。おそらく、ここ数年ではないだろうか。それ以前では（もちろん、「徴用工」という日本語もあったのは確かであるが）、強制連行被害者とか、強制連行された朝鮮人、というような言い方をすることが、日本ではむしろ多かったように記憶している。これに対して、韓国では、朝鮮人の戦時労務動員については、強制連行や強制労働という用語よりも、強制徴用という語が多く用いられていたし、そこからその対象となった人びとを徴用工と呼んでいた。そして、韓国でこの問題がしばしば論じられ、日本では、韓国で議論されているということが報道されていた。その過程で、おそらく、「徴用工」の語が用いられることが増えていったと見られる。つまり、「徴用工」の語は、韓国の影響を受けて一般化した日本語の用法である可能性が高い。

もちろん、別に韓国で用いられる語を日本で取り入れることそれ自体は問題ではない。ただ、日本のマスコミ関係者において、日本語との差異、日本でそれまで使われてきた語との関係を考慮せずに安易に取り入れるような態度があったとすれば問題であろう。もしそうだとすれば、朝鮮人戦時労務動員の被害者をなんと呼ぶべきかを、日本のマスコミ関係者が主体的に考えてこなかったし、それについて深く調査し知ろうとして来なかった態度もあったのではないかという疑いも生じる。

### ・動員被害者の語が適切

前述のように、日本製鉄株式会社の日本内地に所在する工場で、1944年2月頃に仕事をしていた朝鮮人（＝韓国人原告）を「徴用工」と呼ぶことは間違いではない。彼らは徴用工ではない、とする日本政府の認識こそが間違いである。ただし、戦時期に行われた動員政策の対象となった朝鮮人を「徴用工」と呼ぶことが適切かどうかという問題がある。筆者は適切ではないと考える。

日本政府が閣議決定した動員計画に基づく朝鮮人の動員は、国民徴用令による新規徴用のケースばかりではなく、募集や官斡旋と称される方式によるものもあった。そして、それらの方式で動員され、国家総動員法第4条にいう徴用には当てはまらないまま、日本の敗戦の日を迎えた朝鮮人もおそらく多い。しかしそうした人びとが、動員政策の被害者ではない、ということにはならない。募集や官斡旋の場合も、本人の意思に反して動員されて望んでもいない作業に従事させられた者は多数いる（朝鮮半島もまた労務需給が逼迫していたし、動員の実態が強制的である、拉致同然であると述べている同時代の史料も見つかっている）。また、募集ないし官斡旋で日本の事業所で働くことになったが、数か月後に虐待に耐えかねて逃亡した、とか労働災害で働けなくなり帰郷したといった事例も当然ある（この場合は「徴用工」にはなっていない）。付言すれば、徴用された者については、各種の援護施策（残された家族への生活援助や労働災害での死亡、障害への補償など）が用意されていたが、そうでない者はそれとは無縁であった（ただし、1944年になって官斡旋で日本内地に配置された者も対象となった）。その意味で、徴用ではない動員は、むしろ不利な条件を押し付けられていたと見なければならぬ。

そうしたことを考えるならば、日本政府の動員施策の対象となった朝鮮人については、国家総動員法第4条にいう徴用となっていたか、そうでないかを区別せずに、ある種の用語が与えられてしかるべきであろう。それを「朝鮮半島出身の労働者」と呼ぶことはふさわしくない。これは日本政府が決定し遂行した動員政策が何か影響を及ぼしたということを隠蔽している。

では、どのような語が適切だろうか。彼らが、日本政府の労務動員政策の被害にあった人びとであり、その被害は、とりわけ、強制的な職場への配置、強制的に仕事をさせられた、という点を重視するとすれば、強制動員被害者、というような言葉がありうるだろう。戦時期の動員であることを強調するならば、戦時動員被害者、という語もありうる。もう少し短い方がよく、そもそも動員とは強制的なものである、と考えるならば動員被害者でもいいたろう。

日本政府が「強制動員被害者」の語を採用することは、当面はおそらくないであろう。しかし、これまで誠実に歴史の事実を認識し、それを踏まえたうえで、何らかの形で戦時動員の被害に対する反省や歴史の教訓を学び、償いを行おうとしてきた人びとは、主体的に考えて用語法を選ぶべきである。